

世田谷区官民連携指針

【第3版】

世田谷区

令和8年4月

世田谷区官民連携指針 目次

1. 区における官民連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- (1) 官民連携の目的
- (2) 区の状況
- (3) 指針策定の目的
- (4) 指針の位置づけ

2. 官民連携の定義と種類・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

コラム | これも官民連携？

3. 官民連携の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

- (1) 官民連携は目的ではない
- (2) 対等な関係
- (3) 対話による価値の創造
- (4) 効果の検証及びフィードバック
- (5) 行政コストの最適化
- (6) 民間企業等の社会的貢献
- (7) 多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会の実現

4. 官民連携の体制・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

- (1) 官民連携提案窓口（せたがやC o-L a b.）
- (2) サウンディング型市場調査
- (3) 所管への直接提案・
- (4) 庁内における機運醸成

コラム | 連携の提案にあたって…

5. 留意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

- (1) 提案・連携の資格
- (2) 提案情報の取り扱い
- (3) 提案に対するインセンティブ
- (4) 協定・覚書

6. 共催・協力等の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11

- (1) 主催 (2) 共催 (3) 協力 (4) 協賛

参考（官民連携に関連するガイドライン）

1. 区における官民連携

(1) 官民連携の目的

官民連携において、大前提となる目的は社会課題の解決と公共サービスの更なる充実にあります。区（官）と民間企業等（民）が互いの強みを持ち寄って連携することで、一主体のみでは解決困難な課題に対しても、包括的で持続的なアプローチが可能となります。これにより、従来の枠組みにとらわれない新たな解決策が生まれ、区民に対するより効果的なサービスの提供につながるなどが期待されます。なお、「公民連携」という言葉もありますが、区が主体となって関わっていくことを明らかにするため、取組みや組織名称については官民連携という表現を使用しています。



(2) 区の状況

区を取り巻く環境は、全体の人口が増加傾向にあるものの、2042年をピークに減少に転じると推計されています。今後、少子高齢化の進行による人手不足や社会保障関連経費の増加、都市基盤整備、老朽化した公共施設の建替え・改修など、行政需要のさらなる増加が見込まれています。

このように多様化、複雑化する行政需要や、生成AIに代表されるデジタル技術の急速な進展に対応するには、社会の変化のスピードを捉え、既存の枠組みにとらわれない手法の検討が求められています。

(3) 指針策定の目的

指針を発行した平成29年度（2017年度）以前は、民間企業等からの提案受付窓口は存在せず、各所管がそれぞれに提案を受けていました。しかし、事務手続きや実施までのプ

プロセスが不明確で、所管をまたがる提案についての調整ができないなど、様々な課題があり、民間企業等と十分な連携ができていない状況にありました。これらの課題に対応するため、本指針を策定しました。

指針を策定した当時の連携は、民間企業等が経費等のリソースを負担するのが一般的でしたが、近年は社会的に意義のある取組みが持続可能となるよう、民間企業等が一定の利益を生み出しながら連携する事例も増えています。

こうした連携のあり方の変化やこれまでの連携実績を踏まえ、改めて官民連携の基本的な考え方、プロセス、手法、留意事項等を整理するとともに、区の姿勢と仕組みを明示・共有するため本指針を改訂し（令和8年4月）、時代に合った官民連携をさらに推進していきます。

（4）指針の位置づけ

区では「新たな行政経営への移行実現プラン」（計画期間：令和6年度～令和9年度）において、6つの改善の視点の一つ「協働手法」として「官民連携手法の活用」を掲げており、行政にはない専門性やノウハウなどの活用の可能性が見込まれるものについては実施手法を検討し、事業者提案から事業実施につなげる仕組みを整理したうえで、積極的に活用することとしています。本指針は、当プランに基づき官民連携の取組みを推進するために定めるものです。



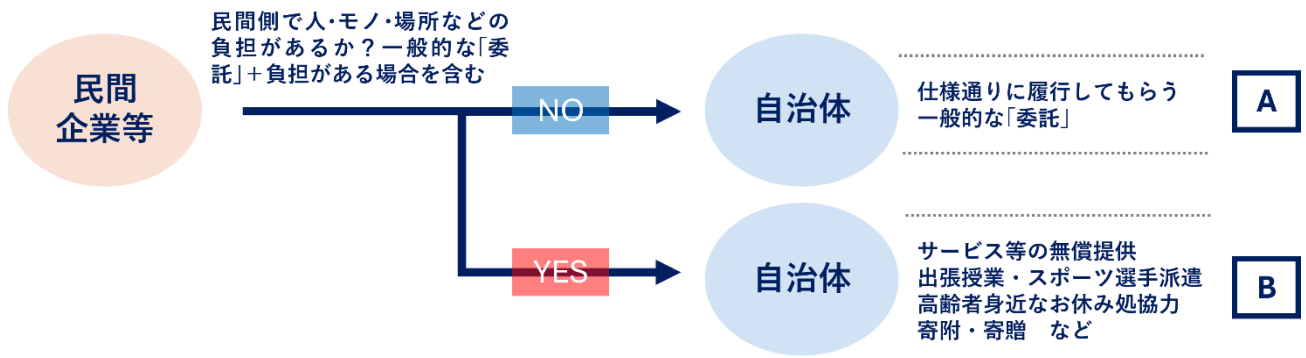
新たな行政経営への移行実現プラン（令和6年度～令和9年度）

2. 官民連携の定義と種類

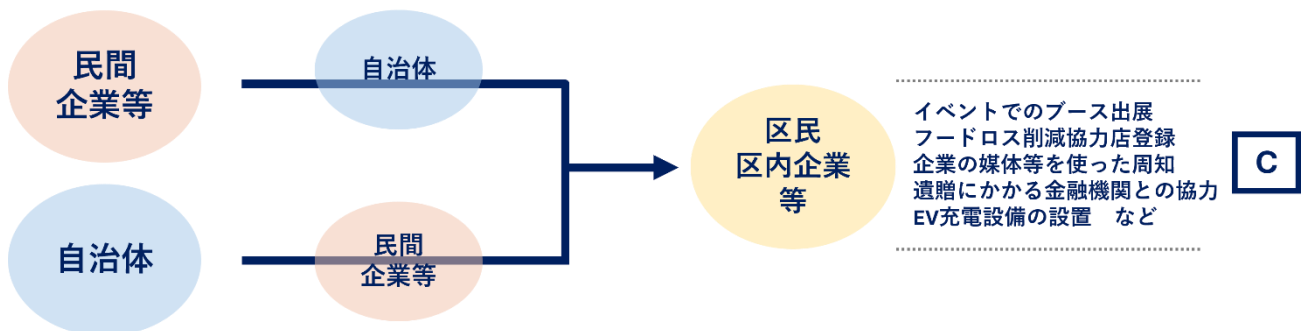
官民連携は一般に「PPP (Public Private Partnership)とも呼ばれ、PFI (Private Finance Initiative)、指定管理者制度、公有資産活用、業務委託など多様な手法を包含する概念として用いられています。ただし、その範囲や位置づけは自治体によって異なり、統一的な定義が存在するわけではありません。

区では、区と民間企業等が共通の目的を持ち、それぞれの強みを持ち寄ることで、社会課題の解決や更なる公共サービスの充実に資する取組みを官民連携とし、協定や覚書の締結を伴わないものも含まれます。官民連携の形は多種多様で、何を実現するかによってプロセスや考え方は異なりますが、区では、下図のとおり大きく3つのパターンに分けて考えています。このうち、B～Dを官民連携として整理しています。

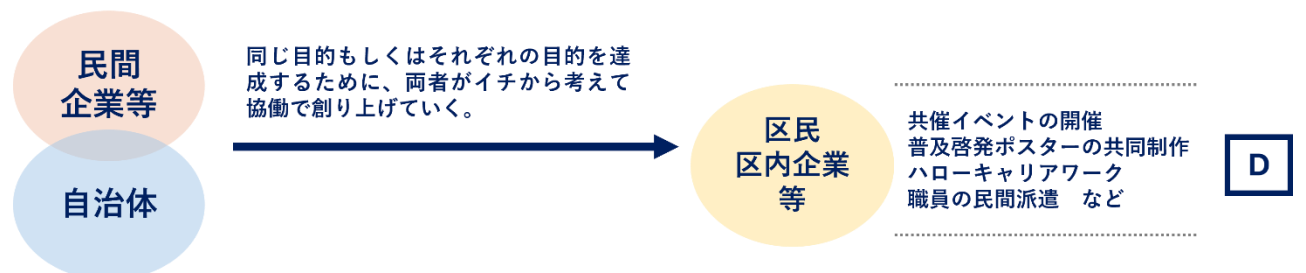
パターン1 | 自治体へ導入する



パターン2 | 自治体・民間企業等を介して広める



パターン3 | 自治体・民間企業等が共に創る



なお、本指針における「民間企業等」とは、社会的責任を有し、安定性を担保する観点から、営利企業や財団法人等の法人格を有する民間団体を指します。



これも官民連携？

官民連携の形は様々ですが、具体的には次のような取組みも官民連携の一つと捉えています。

○情報発信に関する協力

区では行政情報を区ホームページや広報紙などで発信していますが、情報を届けられる範囲が限定されがちです。そこで、民間企業等がもつ人材・場所・イベント・メディアなどのリソースを活用することで、より広く必要な方に情報を届けることが可能になります。

また、民間企業等にとっても地域住民との接点が増えることによる認知向上・関係構築やCSR※（Corporate Social Responsibility：社会的責任）の実践機会となるメリットがあります。

※企業が利益の追求だけでなく環境や人権に向けて配慮した行動を実践し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々なステークホルダーからの信頼を得るための企業のあり方

○社会課題に合わせた形のサービス等の提供

民間企業等への業務委託やサービスの利用について、区が全面的に費用を負担して行う方法が一般的ですが、民間企業等が地域の課題や住民ニーズを踏まえ、区の状況に合わせて自社サービスを工夫して提供いただく場合も、官民連携の一つと捉えることができます。

例えば、社会課題に応じたサービスの機能調整や、住民福祉の向上のために通常想定していない作業や負担を民間企業等が引き受けるなど、区の実践に寄り添いながら柔軟にサービスを調整する場合があります。

○実証・モデル事業の実施

民間企業等が新たなサービスや技術の実証を行うにあたり、区が区内施設や区職員の業務環境を実証フィールドとして提供する取組み、あるいは区が調整役となり区民がサービス利用者としてユースモデルを担う取組みも官民連携の一つと捉えています。

こうした取組みを通じて、実証に必要なデータ収集等に協力することで、民間企業等にとってはサービス開発や技術検証の推進につながり、区にとっても地域住民の福祉向上や業務改善に資する知見を得ることができます。

○出張授業等

区立小・中学校等を対象に行う出張授業では、例えば金融教育や環境分野などのテーマを通じて、民間企業等が持つ専門的な知識やノウハウを分かりやすく伝えるとともに、学びを深める機会を提供しています。こうした機会により、将来社会を担う子どもたちが実社会に即した新たな学びを得るとともに、民間企業等にとっても自社のCSRや社員のスキルアップにつながる取組みとなります。

○区主催イベントへのブース出展

区が主催するイベントでのブース出展は、社会課題や区の施策に関連する民間企業等の独自の技術の紹介や体験の機会を提供する取組みです。区民にとっての親しみやすさや専門性を有する民間企業等が出展することで、イベント自体の魅力や来場者への訴求力が高まるとともに、民間企業等にとっては自社の取組みを広く発信できる機会となります。



区では、毎年官民連携実績を公開しています。

https://www.city.setagaya.lg.jp/02426/online_tetsuzuki/5120.html

3. 官民連携の基本的考え方

官民連携を進めるにあたっての、区の姿勢や考え方は下記のとおりです。

(1) 官民連携は目的ではない

官民連携は、社会課題の解決や公共サービスの向上といった目的を達成するための手法の一つです。連携そのものを目的化せず、解決すべき課題へどうアプローチするかを考え、実のある取組みを目指します。

(2) 対等な関係

官民連携において、社会課題の解決や公共サービスの充実という目的の達成に向け、区と連携する民間企業等是对等な立場にあります。そのため、互いを尊重しながら連携を進めることで信頼関係を深めるとともに、Win-Winとなる関係を構築していきます。

(3) 対話による価値の創造

区と民間企業等では立場が異なるため、連携を進める際には相互に理解を深めていくことが不可欠となります。そのため、対話を通じて課題感や双方の考え方を共有しながら、役割や連携手法等を協議し、より実効性の高い連携を共に構築していきます。

(4) 効果の検証及びフィードバック

官民連携を効果的、継続的に行っていくためにも、連携した事業の効果検証は大切です。特に実証実験においては、定量的効果や定性的効果の検証を行い、その結果を踏まえて連携の内容を改善し、より実効性の高い取組みを目指していきます。

(5) 行政コストの最適化

区と民間企業等で互いのリソースを共有し、民間企業等のノウハウや技術等を活用することで、行政コストの最適化が期待されます。また、公有資産などを活用し、積極的に民間と連携することで、目に見えにくい機会損失の軽減につながり、資産の有効活用が図られます。連携にあたっては、行政コストや資産活用の観点についても念頭に置きながら進める必要があります。

(6) 民間企業等の社会的貢献

民間企業等の社会的貢献には、社会や環境へ配慮する取組みであるCSR（企業の社会的責任）やCSV（共創価値の創造）のほか、社会課題の解決を事業目的に掲げ、その実現をビジネスの手法により持続的に進めるソーシャルビジネスも広がっています。こうした各民間企業等の社会的貢献における考え方やアプローチ方法を理解することで、互いの強みを活かした官民連携に繋げることができます。

(7) 多様性を認め合い、人権を尊重する地域社会の実現

「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」(平成30年3月6日条例第15号)に定める基本理念に則り、区と民間企業等は、官民連携のあらゆる場面において、性別、年齢、国籍、民族、障害の有無、文化的背景などの多様性を認め合い、人権を尊重します。これにより、誰もが参画しやすく、より豊かな公共サービスの創出を目指します。

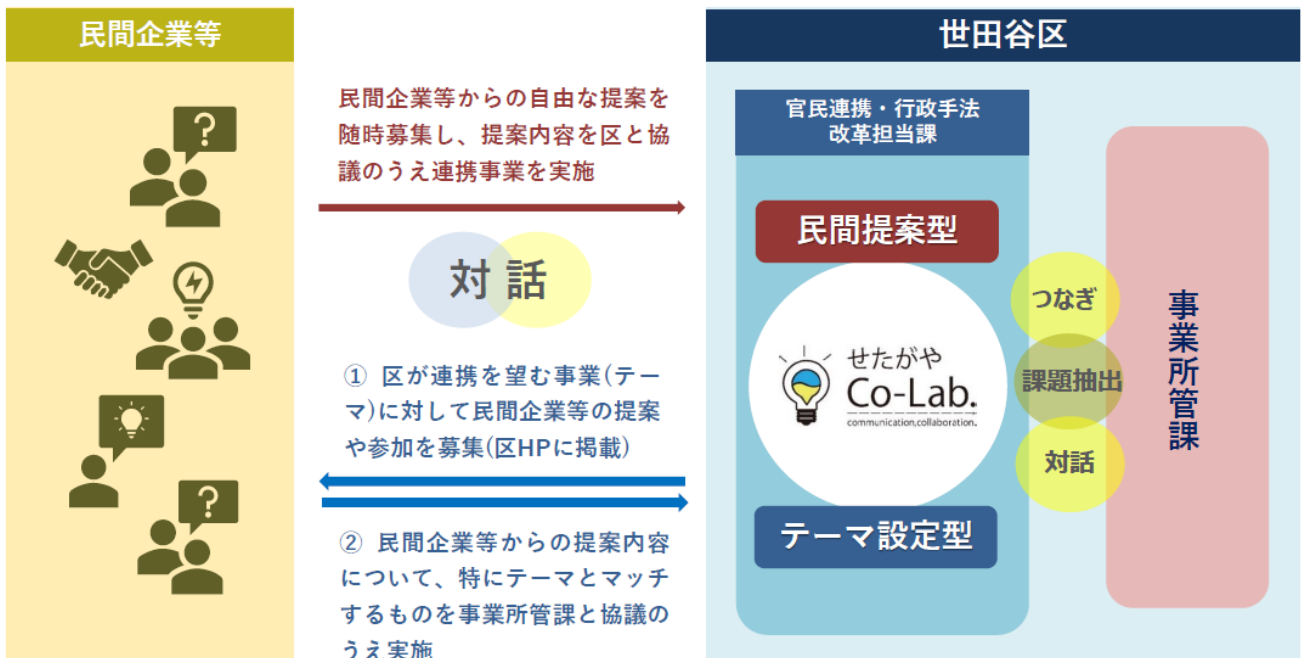
4. 官民連携の体制

(1) 官民連携提案窓口（せたがやC o-L a b.）

官民連携に関する庁内外の繋ぎ役を担う窓口として官民連携提案窓口「せたがやC o-L a b.」を設置しています。



① せたがやC o-L a b. の仕組み



② 提案方法

次の2つの方法で、民間企業等からの提案を受け付けています。

【民間提案型】

民間企業等から、ジャンルを問わず様々な提案を受け付けています。

【テーマ設定型】

事前に区が課題(テーマ)を設定し、その課題に対する効果的な提案を受け付けています。なお、テーマや提案いただく際のフォームは区の[HP](#)に掲載しています。

③ 実証実験提案制度

区が一部経費を負担しつつ、民間企業等からの効果的な提案や所管課のチャレンジングな取組みを積極的かつ迅速に実施する制度です。区が一部負担する上限額は、令和7年度の制度開始当初は50万円でしたが、「世田谷区契約事務規則」の改定に伴い、令和8年度より

100万円に増額しました。提案方法としては、②と同じく、民間提案型とテーマ設定型の2つの方法があります。

(2) サウンディング型市場調査

サウンディング型市場調査とは、市場調査手法の一つであり、行政が事業を決定する前に、民間に広く呼びかけ、直接対話によって意見を聴く手法です。市場性の有無や実現可能性、アイデア等の把握、公募に向けた条件整理等を目的として実施しています。

(3) 所管への直接提案

上記窓口を通さず、直接所管と連携することも可能です。

(4) 庁内における機運醸成

庁内に対して、最新の官民連携事例について詳細なプロセスや課題等を紹介する「官民連携マガジン」の発行等により、官民連携手法の理解促進を図っています。また、必要に応じて官民連携・行政手法改革担当課が民間企業等と事業所管課との調整役となり、円滑な連携につながるよう伴走支援を行います。



連携の提案にあたって…

民間企業等の立場から官民連携に関する提案を検討する際には、以下の点を確認することで、区との対話や検討がより円滑に進み、対話の質を高めることができます。

① 区の課題や目標

区が定める計画・方針等を確認し、区がどのような課題や目標に取り組んでいるかを把握することで、連携の方向性が明確になり、区においても提案の検討を進めやすくなります。また、「なぜ世田谷区と連携したいのか」という理由を整理したうえで提案することにより、建設的な対話につながります。

② 区の既存事業

区では多様な事業を実施しているため、提案内容が既存事業と重なる場合があります。既存事業との違いや補完関係を整理し提案することで、より効果的な連携の実現に近づきます。

③ 持続可能性

区の費用負担の有無にかかわらず、実現性や持続性を踏まえた計画性のある提案は、区における検討を進めやすくなります。

5. 留意事項等

(1) 提案・連携の資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- ② 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止(入札禁止)を受けている期間中でないこと。
- ③ 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(2) 提案情報の取り扱い

アイデアなどの知的財産については、提案者と協議した上で、適切に保護します。一方、保護すべき情報以外については、広く公開し、新たな取組みの形成に活かします。また、世田谷区情報公開条例に基づく開示請求があり、開示すべき内容と判断した場合は公表します。

(3) 提案に対するインセンティブ

実証実験提案制度による提案を含め、官民連携提案窓口(せたがや C o-L a b.)を通じた提案や、サウンディング調査で得たアイデアをもとに事業化するにあたり、公募条件や仕様等に具体的に反映されるような効果的な提案をした民間企業等については、プロポーザルの評価時において総配点(加点部分を除く。)の10%を上限として合計への加点を行う可能性があります。なお、加点対象となる事業については、公告文等にて加点する可能性がある旨や加点の上限割合等の条件を明示します。

(4) 協定・覚書

官民連携においては、協定書や覚書を締結する場合があります。協定書や覚書は、お互いの役割や連携における留意事項、知的財産権の帰属先を明確にする場合等、必要に応じて締結するものであり、締結することは必須ではありません。

(5) 契約

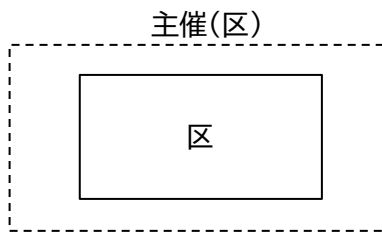
官民連携を進めるにあたっては、区の費用負担が生じる場合等で契約を締結することがあります。その際は、他の契約と同様に、関係法令、条例、規則等に基づき、契約手続き所管部署と十分に調整のうえ、適切な契約手続きを行います。

6. 共催・協力等の考え方

※下図はすべて区を主体としていますが、民間企業等が主体となり、区が協力・協賛する場合も同様の考え方となります。

(1) 主催

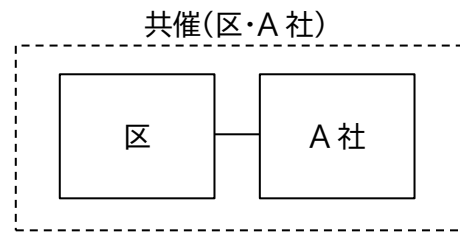
単独でイベント等を開催する場合を「主催」とします。単独なので、イベント費用や責任の所在は、主催者のみの負担となります。



チラシ等には「主催：世田谷区」と記載します。

(2) 共催

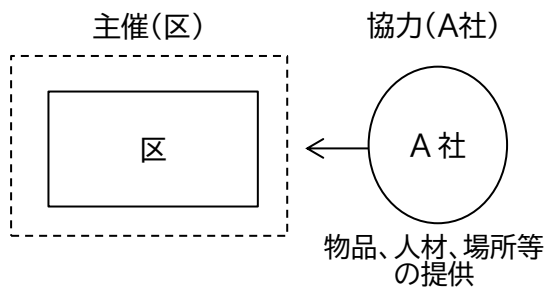
主催者が複数いる場合を「共催」とします。イベント費用や責任分担は、主催者間の協議の中で明確な役割分担を決めて実施します。



チラシ等には「共催：世田谷区、A社」と記載します。

(3) 協力

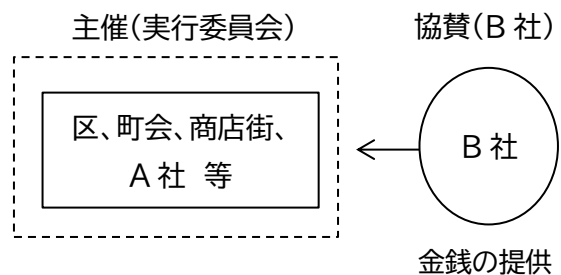
イベント等の趣旨に賛同し、主催者に場所、物、人材等を提供する場合を「協力」とします。イベント等の主な責任所在は主催者ですが、提供する場所、物、人材等に関する責任や負担の有無等については両者協議のうえで決定します。



チラシ等には、「主催：世田谷区 協力：A社」と記載します。

(4) 協賛

イベント等の趣旨に賛同し、主催者に金銭や物品提供を行う代わりに、社名等の広告や宣伝の機会を得る場合を「協賛」とします。イベント等の主な責任所在は主催者ですが、金額や物品等の内容負担の有無等については両者協議のうえで決定します。



チラシ等には、「主催：実行委員会 協賛：B社」と記載します。

【参考】「世田谷区後援」「世田谷区教育委員会後援」の手続き方法

民間企業等が行うイベント等について、区または区教育委員会の名義を使用することを承認する場合、「世田谷区名義使用承認事務取扱要綱」または「世田谷区教育委員会名義使用承認事務取扱要綱」に則り、主にイベント等の内容に関連のある所管が後援名義使用の承認手続きを行います。

参考（官民連携に関連するガイドライン）

下記ガイドライン等は、制度の性質等を踏まえ、類型ごとに整理し別途策定しています。これらに関連する提案については、各ガイドライン等に沿って進めていきます。なお、公共施設整備等における官民連携指針は、「世田谷区公共施設等総合管理計画」（計画期間：令和6年度～令和18年度）の中で示しています。

○世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン（政策経営部政策企画課）

「指定管理者制度運用に係る指針」（平成29年4月）と「指定管理者制度運用に係る指針 事務要領」（平成29年4月）を統合、改定し、世田谷区における指定管理者制度に関する基本的な考え方、統一的な基準、標準的な事務手順等を新たにガイドラインとして、令和2年1月に策定しました。

○世田谷区公有財産有効活用指針（財務部経理課）

区が所有する公有財産について、財政の健全化を図るため、公有財産の有効活用及び財産管理の一層の効率化に関する基本的事項について、平成18年3月に策定しました。

○公有財産の貸付・使用許可指針（財務部経理課）

区が保有する土地や建物を貸し付け、または使用許可する場合の基本的考え方や貸付料、使用料などの取扱いを示し、統一的に対応するため、平成22年12月に策定しました。

○自動販売機の設置による公有財産の有効活用指針（政策経営部官民連携・行政手法改革担当課）

行政財産貸付による自動販売機の設置による、公有財産の一層の有効活用を進めるため、平成22年12月に策定しました。

○世田谷区広告掲載ガイドライン（政策経営部広報広聴課）

区が発行する刊行物や保有する様々な資産に対して、企業広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、地域経済の活性化及び区民サービスの向上を図るために実施する広告事業に関するガイドラインとなります。平成20年9月1日に策定し、随時改訂しています。

○ネーミングライツの導入指針（政策経営部官民連携・行政手法改革担当課）

区が所有する施設、又は区が実施する事業の、安定的な運営とサービスの向上等を図るため、ネーミングライツ制度導入のための指針を平成22年12月に策定しました。

世田谷区官民連携指針

発行日／平成 29 年 4 月

令和 4 年 4 月【第 2 版】一部改訂

令和 8 年 4 月【第 3 版】一部改訂

編集・発行／世田谷区 政策経営部

官民連携・行政手法改革担当課

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

電話 5432-2040